

平成20年4月3日
近畿車輛株式会社

近隣の皆様へ

アスベスト（石綿）問題について

去る平成20年3月28日、厚生労働省はアスベストが原因で労災認定などを受けた事業所について情報を公開し、当社も15名の認定を受けたとして、企業名が公表されました。

当社の石綿使用総量は、石綿工場と比較してごくわずかな量ですが、皆様方の中には、詳細が分からず不安をお持ちの方もいらっしゃるかと存じますので、取り急ぎ、当社におけるアスベストの使用状況などにつきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 過去のアスベストの使用状況について

(1) 吹付作業

車両

- ・期間：1960年（昭和35年）～1970年（昭和45年）
- ・部位：一部の地下鉄電車や一部の優等（特急）車両内側
- ・目的：断熱（室内温度管理）のため

限られた車種でしか使用されておらず、且つ、当社工場屋内にて実施していたため、近隣への飛散の可能性は低いと思われませんが、当時、環境測定をしていないため、詳細は不明です。本作業に関連し、当社社員の労災認定などはありません。

建材カーテンウォール

- ・期間：1963年（昭和38年）～1971年（昭和46年）
- ・部位：ビル用外壁材の内部
- ・目的：断熱（建屋内温度管理）のため

作業量そのものは少なく、且つ、当社工場屋内にて実施していたため、近隣への飛散の可能性は低いと思われませんが、当時、環境測定をしていないため、詳細は不明です。本作業に関連し、当社社員の労災認定などはありません。

S 50.9.30 労働省より石綿の吹付作業に労働者を従事させることを原則禁止

(2) 吹付以外の作業

溶接部の養生

- ・期間：1958年（昭和33年）～1980年（昭和55年）
- ・部位：台車及び塗装を施した部位など
- ・目的：溶接部以外の部位の保護（焼付け防止）のため

アスベストの布または粉に水を含ませ、保護する部分に貼り付けて使用していました。当社工場屋内にて実施していたため、近隣への飛散の可能性は低いと思われませんが、当時、環境測定をしていないため、詳細は不明です。本作業に関連し、2名が労災認定などを受けています。

車両高圧電気部、高温部の保護及びその車両内での内装作業

- ・ 期間：1956年（昭和31年）～2000年（平成12年）
- ・ 部位：高圧電気部品周辺、高温部及び車両内装作業
- ・ 目的：断熱・絶縁及び内装作業のため

一部の車両では、高圧電気部品や電線、高温部品及びその周辺部品に、アスベストまたはアスベストを含有した製品の取付けや巻きつけ作業を実施していたほか、アスベスト部への穴あけ加工などの作業を行っていました。当社工場屋内にて実施していたため、近隣への飛散の可能性は低いと思われませんが、当時、環境測定をしていないため、詳細は不明です。労災認定などを受けているほとんどの者が本作業従事者で、11名を数えています。その他、ブレーキ部品などの車両部品にもアスベストが使用されていると報道されていますが、これらについては、当社では加工せず、取り付けしかしていなかったため、アスベストが飛散した可能性はありません。

H 7.4 安全衛生施行令 青石綿、茶石綿 使用禁止

H 16.10 安全衛生施行令 石綿1%以上含む製品の製造輸入禁止（使用は可）

H 18.9 安全衛生施行令 石綿0.1%以上含む製品の製造輸入禁止（新たに使用不可）

平成12年以降、グラスウール、セラミック繊維などの代替品を使用しており、アスベストは一切、使用していません。

2. 工場建屋のアスベストの利用状況について

工場建物への利用状況については、調査の結果、一部の建屋においてアスベストが含まれていることが判明しましたので、東大阪労働基準監督署立会いのもと、除去作業を行いました。現在、建物関係で、吹付けアスベストが利用されていることはありません。

なお、除去の前後において周囲環境のアスベスト量を測定した結果、規制値の1/100以下という微量であり、工場外への飛散もないことが確認されています。

3. 石綿救済法について

中皮種や石綿肺、アスベストに起因する肺がんなどの病気に対しては、「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」により、国からの救済の対象となります。

健康面でアスベストが原因とされる病気に対する不安がありましたら、当社「経営管理室（総務）」へ御一報下さるか、東大阪労働基準監督署へ相談下さい。また、東大阪市保健所では、アスベスト被害に対して、市民を対象に無料の肺がん検診（月1～2回 要予約）を実施しておりますので、お問い合わせ下さい。

4. 問合せ先

当社経営管理室（総務） 電話：06-6746-5222

東大阪労働基準監督署 電話：06-6723-3006

東大阪市保健所 電話：072-960-3802

以 上